**里庄町自家消費型太陽光発電設備導入促進補助金の申請手続きについて**

町内に居住及び自己所有するための住宅または物件に、自家消費型の太陽光発電設備を導入する個人の方に補助金を交付します。

　役場町民課に事前に申請してください。

**※国、県、町の他の補助制度との併用（重複給付）はできません。**

【対象設備及び補助金額】

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象設備 | 自家消費型太陽光発電設備 |
| 事業実施主体 | 町内に在住または自己住宅を新築または購入する個人 |
| 補助金額 | **１kwあたり７万円（上限額４９万円）**  ※最大出力の算出は、太陽電池モジュ－ルの最大出力の合計値（kw）またはパワーコンディショナーの定格出力の合計値（kw）のいずれか低い方とする。（出力値は小数点以下を切り捨て）  ※補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 |
| 補助要件 | （１）未使用品であること。  （２）住宅の屋根等への設置に適しているものであること。  （３）発電量及び売電量が確認できるものであること。  （４）エネルギー起源二酸化炭素（エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素をいう。）の排出の削減に効果があるものであること。  （５）各種法令等に適合したものであること。  （６）商用化された設備であり、導入実績があるものであること。  （７）再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成２３年法律第　　１０８号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（ＦＩＴ）の認定又はＦＩＰ（Feed in Premium）制度の認定を取得していないものであること。  （８）電気事業法第２条第１項第５号に定める接続供給を行わないものであること。  （９）資源エネルギー庁が策定した再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」に定める遵守事項等に準拠して設置されたものであること。  （10）対象システムで発電する電力量の**「３０パーセント」**以上を居住者が使用するものであること。  （11）法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J－クレジット制度への登録を行わないこと。  （12）本補助金の交付対象経費と重複して、国及び国から委託を受けた団体から補助金等を受けないこと。 |

■申請にあたり、次のことに注意してください。

　１）令和７年１２月２６日までに、実績報告の提出が出来る見込みがあること。

**※なお、期限を過ぎた場合、交付決定を受けた後であっても、補助金の交付が行えません。**

　２）申請額が予算額に達し次第、受付を終了いたします。

---------------------　事務の流れ　---------------------

➀申請書類の提出

　〇申請書及び添付書類※１を町民課へ提出

　　※１　添付書類

　　　１）補助金交付申請書（様式第１号）

　　 ２）設置しようとする住宅や設置予定箇所の位置図

　　　３）形状、規格などの仕様がわかる書類

　　　４）費用の内訳が記載された契約書などの写し

　　　５）予定箇所の工事着手前の写真

②申請者に補助金交付・不決定通知書を送付

　〇交付決定後、工事着手してください。

③実績報告・請求書の提出（必ず、令和７年１２月２６日までに提出してください）

　〇工事完了後、実績報告書と添付書類※２を町民課へ提出してください。

　〇請求書も併せて提出してください。

　　※２　添付書類

１）実績報告書（様式第５号）

　　 ２）領収書の写し

　　　３）工事完了後の写真

　　　４）太陽電池モジュールの製造番号及び出力特性を示す書類の写し

　　　５）電力会社との太陽光発電に係る契約を証する書類の写し

④補助金交付

⑤太陽光発電設備自家消費率の実績報告書の提出【導入してから１年後】

　〇国庫補助事業のため、１年間の自家消費率を記録し、導入１年後に実績報告をすること。

【問い合わせ】

里庄町町民課

TEL:0865-64-3112